

令和2年5月7日

松江市内の保育所・幼稚園・認定こども園等を利用される保護者の皆様

子育て部子育て政策課

5月11日以降の登園・登所自粛期間について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、保護者の皆様には登園・登所の自粛をご協力いただいておりますが、国の緊急事態宣言の延長期間が5月31日までであることや市立学校の休校期間を考慮し、自粛期間を5月31日（日）まで延長いたします。

ただし、国の方針や市内の感染状況によっては自粛期間の見直しを行うこともあります。その際は別途通知いたします。

緊急事態宣言は感染防止のための手立てを最大限講じることが趣旨であることから、家庭での保育が可能な方については5月31日（日）まで登園・登所を控えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、登園されなかった期間の保育料等の取り扱いについては、これまでと同様の取扱いといたします。

保護者の皆さまには感染拡大の防止にご理解・ご協力いただきますとともに、引き続き手洗いや咳エチケットなどの感染症対策や毎日の検温などお子様の体調管理の徹底をお願いいたします。また、くれぐれも不要不急の外出をお控えいただきますようお願いいたします。

松江市役所子育て部

<登園自粛に関すること>

子育て政策課 電話 0852-55-5178

<保育料に関すること>

子育て支援課 電話 0852-55-5179